

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

総務部	庶務課	庶務係 経理係
	企画課	
	学事課	

」

を

「

総務部	庶務課	庶務係 経理係
	学事課	
教育政策室		

」

に改める。

第4条の表中

「

総務部

- (1) 人権・共生教育に関する事。
- (2) 教育改革の推進に関する事。
- (3) 学校運営協議会に関する事。
- (4) 働き方・仕事の進め方改革に関する事。
- (5) 事務改善に関する事。

庶務課

」

を

「 総務部
庶務課 」

に改め、同表総務部の部企画課の項を削り、同部の次に次のように加える。

教育政策室

- (1) 重要な教育施策の企画立案に関する事。
- (2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関する事。
- (3) 広報及び広聴に関する事。
- (4) 学校の適正規模及び適正配置に関する事。
- (5) 通学区域の変更に関する事。
- (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関する事。
- (7) 人権・多文化・共生教育に関する事。
- (8) 教育改革の推進に関する事。
- (9) 学校運営協議会に関する事。
- (10) 働き方・仕事の進め方改革に関する事。
- (11) 事務改善に関する事。

第4条の表教育環境整備推進室の部第5号中「市長が管理し、執行する施設を除く。」を「市長が管理し、及び執行する施設を除く。以下同じ。」に改め、同部第10号中「(川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成21年川崎市条例第47号)により、市長が管理し、執行する施設を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織整備に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p>																																																				
<p>(第1条～第2条 略) (内部組織)</p>	<p>(第1条～第2条 略) (内部組織)</p>																																																				
<p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p>																																																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>庶務課</td> <td rowspan="2">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育政策室</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>指導課</td> <td rowspan="2">指導事務係 支援教育係</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td>学校保健・体育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3">健康給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="2">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	学事課	教育政策室			教育環境整備推進室			職員部	教職員企画課		教職員人事課	給与厚生課	学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係	健康教育課	学校保健・体育係	健康給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>庶務課</td> <td rowspan="3">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>指導課</td> <td rowspan="2">指導事務係 支援教育係</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td>学校保健・体育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3">健康給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="2">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課	学事課	教育環境整備推進室			職員部	教職員企画課		教職員人事課	給与厚生課	学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係	健康教育課	学校保健・体育係	健康給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課
総務部		庶務課		庶務係 経理係																																																	
	学事課																																																				
教育政策室																																																					
教育環境整備推進室																																																					
職員部	教職員企画課																																																				
	教職員人事課																																																				
	給与厚生課																																																				
学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係																																																			
	健康教育課		学校保健・体育係																																																		
健康給食推進室																																																					
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																			
	文化財課																																																				
総務部	庶務課	庶務係 経理係																																																			
	企画課																																																				
	学事課																																																				
教育環境整備推進室																																																					
職員部	教職員企画課																																																				
	教職員人事課																																																				
	給与厚生課																																																				
学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係																																																			
	健康教育課		学校保健・体育係																																																		
健康給食推進室																																																					
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																			
	文化財課																																																				
<p>(事務分掌)</p>	<p>(事務分掌)</p>																																																				
<p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>																																																				
<p>(削る)</p>	<p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 (3) 学校運営協議会に関すること。 (4) 働き方・仕事の進め方改革に関すること。 																																																				

改正後	改正前
<p>総務部</p> <p>庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。</p> <p>(2) 儀式、表彰及び交際に関する事。</p> <p>(3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。</p> <p>(4) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。</p> <p>(5) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。</p> <p>(6) 事務局指定管理者評価選定委員会に関する事。</p> <p>(7) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(8) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(9) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事。</p> <p>(10) 予算及び決算に関する事。</p> <p>(11) 財務事務の指導に関する事。</p> <p>(12) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。</p> <p>(13) 情報公開制度の総括に関する事。</p> <p>(14) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。</p> <p>(15) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>(16) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p> <p>(削る)</p>	<p>(5) 事務改善に関する事。</p> <p>庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。</p> <p>(2) 儀式、表彰及び交際に関する事。</p> <p>(3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。</p> <p>(4) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。</p> <p>(5) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。</p> <p>(6) 事務局指定管理者評価選定委員会に関する事。</p> <p>(7) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(8) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(9) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事。</p> <p>(10) 予算及び決算に関する事。</p> <p>(11) 財務事務の指導に関する事。</p> <p>(12) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。</p> <p>(13) 情報公開制度の総括に関する事。</p> <p>(14) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。</p> <p>(15) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>(16) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p> <p>企画課</p> <p>(1) 重要な教育施策の企画立案に関する事。</p> <p>(2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関する事。</p> <p>(3) 広報及び広聴に関する事。</p> <p>(4) 学校の適正規模、適正配置に関する事。</p> <p>(5) 通学区域の変更に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学に関する事。 (2) 児童等の就学奨励に関する事。 (3) 奨学金に関する事。 (4) 学校用物品の調達に関する事。 (5) 学校用物品の寄附受納に関する事。 (6) 学校財務事務の指導に関する事。 <p>教育政策室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な教育政策の企画立案に関する事。 (2) 教育政策の総合調整及び進行管理に関する事。 (3) 広報及び広聴に関する事。 (4) 学校の適正規模及び適正配置に関する事。 (5) 通学区域の変更に関する事。 (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関する事。 (7) 人権・多文化・共生教育に関する事。 (8) 教育改革の推進に関する事。 (9) 学校運営協議会に関する事。 (10) 働き方・仕事の進め方改革に関する事。 (11) 事務改善に関する事。 <p>教育環境整備推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設の国庫支出金、起債等に関する事。 (2) 学校施設の設置及び廃止に関する事。 (3) 通学区域の設定に関する事。 (4) 学校施設の新築及び増改築に関する事。 (5) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、<u>市長が管理し、及び執行する施設を除く。以下同じ。</u>）の 	<p>(6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関する事。</p> <p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学に関する事。 (2) 児童等の就学奨励に関する事。 (3) 奨学金に関する事。 (4) 学校用物品の調達に関する事。 (5) 学校用物品の寄附受納に関する事。 (6) 学校財務事務の指導に関する事。 <p>(新設)</p> <p>教育環境整備推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設の国庫支出金、起債等に関する事。 (2) 学校施設の設置及び廃止に関する事。 (3) 通学区域の設定に関する事。 (4) 学校施設の新築及び増改築に関する事。 (5) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、<u>市長が管理し、執行する施設を除く。</u>）の新たな事業手法

改正後	改正前
<p>新たな事業手法の導入による新築及び増改築に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の用地の取得に関すること。</p> <p>(7) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の保全及び管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(9) 学校施設の新築及び増改築に伴う物品の調達に関すること。</p> <p>(10) 教育施設の目的外使用許可に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の寄附受納に関すること。</p> <p>(12) 学校施設及び学校設備の営修繕に関すること。</p> <p>(13) 教育施設整備に係る技術指導に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>の導入による新築及び増改築に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の用地の取得に関すること。</p> <p>(7) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の保全及び管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(9) 学校施設の新築及び増改築に伴う物品の調達に関すること。</p> <p>(10) 教育施設 <u>(川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例 (平成21年川崎市条例第47号) により、市長が管理し、執行する施設を除く。)</u> の目的外使用許可に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の寄附受納に関すること。</p> <p>(12) 学校施設及び学校設備の営修繕に関すること。</p> <p>(13) 教育施設整備に係る技術指導に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>